



## 留学生が卒業後に日本で起業するには

みなさんの中でも、「学校卒業後は日本で起業をしたい!」という夢を持っている方がいるのではないでしょうか?留学生が学校を卒業した後に日本で起業をするには、事業計画やビザの取得、資金調達など、様々な問題をクリアしなければなりません。 日本での起業を考えている方のために、起業までの流れやポイントについてまとめました。

## ■ 留学生が行う起業の流れ(例)



#### ①起業の構想·準備

まずは、事業の種になるものを見つけましょう。

やりたい事、起業をする理由・地域・目的は決まっていますか? 事業の強みや、ニーズがあるかという事もしっかりと調べましょう。 特に留学生は社会経験が不足していると思われ、経営能力に疑問を 抱かれがちです。そこで、綿密な事業計画を立てることが非常に大 切です。



#### 2会社の設立

日本には、株式会社、合同会社、合名会社、合資会社の4つの会社 形態があります。ここでは、外国人の起業に適している「株式会社」 と「合同会社」について紹介・比較します。



## \*株式会社の特徴

- ◎社会的信用度が非常に高く、融資や助成金の面で優遇されやすい
- ◎外国人の「経営・管理」ビザが比較的取得しやすい
- △税務等の手続きが複雑なため、会計処理の難易度が高い

#### \* 合同会社の特徴

- ◎設立費用や手間を抑えることができる
- ◎自由度高く経営ができ、意思決定のスピードも速い
- △社会的信用度が低く資金調達がやや困難である、上場できない

	株式会社	合同会社
社会的信用度	高い	低い
設立費用	登録免許税 15万円 定款認証代 約5万円	登録免許税 6万円 定款認証不要
所有と経営	原則分離 *所有者(株主)と経営(経営陣)は 分離されている	原則同一  *所有者(出資者) = 経営者
意思決定	出資割合による多数決 (株主総会)	総社員の同意 (社員総会)
資金調達	容易	難困かけ
役員の任期	最長10年	なし
計算書類の 公告義務	あり	なし

#### ❷経営・管理ビザの取得

留学生が卒業後に日本で起業をするためには、現在の「留学」ビザから 「経営・管理」ビザへの資格変更が必要になります。



# SOIN?

## ビザ申請のための資金準備はできていますか? =

留学生が「経営・管理」ビザを取得するには、事業が安定的・継続的に営まれることを証明するための資本金(出資総額)が500万円以上必要です。 母国の両親などから支援してもらう場合は、送金の事実を証明する必要があるので注意しましょう。

## **4**ビジネススタート

起業の構想ができ上がってから実際にビジネスをスタートさせるまで には、数週間から数ヶ月の期間を要します。

日本で起業をするには、十分な計画・資金と覚悟が必要であるという 事をしっかりと理解しておきましょう。



## ●相談センター

日本での起業を考えている場合は、まずは専門家に相談しましょう。手続きは、一 人でもできますが、少しでも不備があると多くの時間と手間がかかってしまいます。 専門家に相談すれば、会社設立のための準備段階から、ビザの取得まであらゆるサ ポートを受けることができます。

\*東京開業ワンストップセンター (TOSBEC) ※東京での起業のみ対応 【Invest Tokyoホームページ】

「東京開業ワンストップセンター」

https://www.startup-support.metro.tokyo.lg.jp/onestop/jp/



※拠点:赤坂、渋谷、丸の内(対面・オンライン可)

※受付時間(平日):9時30分~12時、13時~17時30分

※無料(回数制限なし)、多言語通訳サービス、対面・オンライン可

東京開業ワンストップセンターは、国と東京都が共同で運営しています。

※2022/1/24 (株)パソナを介し、東京都より本誌への情報掲載許可を頂いております。

## ●起業についての専門家

会社設立のための資料作成や手続きで問題が発生したときや、困ったことがあると きは、専門家に問い合わせてみましょう。費用はかかりますが、スムーズに解決す ることができます。

行政書士	在留資格(ビザ)関連や事業の許可・認可、 会社設立の手続き
司法書士	会社設立の手続き (登記申請など)
税理士	税務関連の手続き
社会保険労務士	雇用関連の手続き

## ●「経営・管理」ビザの申請に必要な書類

## 1 本人が用意するもの

□在留資格認定証明書交付申請書又は在留資格変更許可申請書

(※用紙は窓口か、下記URLから入手できます。)

#### 【出入国在留管理庁ホームページ】

「在留資格認定証明書交付申請書」

https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-1-1.html

「在留資格変更許可申請書」

https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-2-1.html

□写真

□履歴書

□卒業証明書

□パスポート

□在留カード

□申請理由書

(※任意ですが、経歴や起業のきっかけ等記載した方が審査が通りやすいです。)

## 2 会社として用意するもの

□新規事業計画書

□登記事項証明書

□役員報酬を定める定款の写し又は役員報酬を決議した発起人会議事録の写し

□法人設立届出書

□給与支払事務所等の開設届出書の写し(※税務署の受付印があるもの)

□会社名義の銀行通帳の写し

□事業所の賃貸借契約書の写し(※所有している場合は不動産登記事項証明書)

□事業所の写真及び配置図

▲ その他、状況に応じて個別の資料を求められることがあります。

▲ 会社の設立・ビザの取得は専門家と相談しながら進めましょう。